平成29年度予算見積調書

課室名:こども安全課

担当名:総務・児童相談担当

内線: 3345

(単位:千円)

							17版、6616 (十匹:11)	
番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業		
B221	児童相談所費		一般会計	民生費	児童福 祉費	児童福祉総務 費	児童相談所費	
事 業期間	昭和23年度~ 根 拠 児童福祉法第11条 法 令 児童虐待の防止等	務)		兆戦項目 分野施策	010103 児童虐	待防止・児童養護対策の充実		
果シス	業の概要 k内6児童相談所の運営及び児童相談所で運 テムの保守管理を行う。	はじめとす	トる複雑	多様化する	る児童問題に迅	恵に対応し、児童の健全育成を図る。		

- (1)中央児童相談所費
 24,329千円

 (2)南児童相談所費
 14,720千円

 (3)川越児童相談所費
 17,908千円

 (4)所沢児童相談所費
 15,564千円

 (5)熊谷児童相談所費
 13,498千円
- (6) 越谷児童相談所費 (7) 児童相談所業務支援システム管理運営費

3,720千円

2 事業主体及び負担区分

(国1/2・県1/2):被服費

(国1/2・県1/2):環境改善事業(中央・越谷)

(県10/10):上記以外の事業

3 地方財政措置の状況

普通交付税(単位費用)

(区分)社会福祉費(細目)児童福祉費

(細節)児童相談所費

(積算内容)児童虐待防止関連経費

4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

(本庁) 9,500千円× 1.2人= 11,400千円 (地域機関) 9,500千円×216.0人=2,052,000千円 (2) 事業計画

都道府県は、児童相談所を設置しなければならない(児童福祉法第12条)。

児童相談所は、以下の業務を行う。

ア 子供に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子供の家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定(総合診断)し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子供の援助を行う(児童福祉法第12条第2項)。

- イ 必要に応じて子供を家庭から離して一時保護する(児童福祉法第12条第2項、第12条の4、第33条)。
- ウ 子供又はその保護者を児童福祉司等に指導させ、又は子供を児童福祉施設等に入所させ、又は里親に委託する (児童福祉法第26条、第27条)。

(3) 事業効果

平成23年度 決算額:112,954千円 相談件数:14,221件 うち児童虐待相談件数:3,507件 平成24年度 決算額: 99,311千円 相談件数:13,976件 うち児童虐待相談件数:3,702件 平成25年度 決算額: 92.677千円 相談件数:14,778件 うち児童虐待相談件数:4,255件 平成26年度 決算額: 98,388千円 相談件数:16,009件 うち児童虐待相談件数:5,662件 平成27年度 決算額:103,455千円 相談件数:18,046件 うち児童虐待相談件数:6.683件

		財 源 内 訳							34 F 1 m
予算額		国庫支出金	使用料・手数料	財産収入	諸収入			一般財源	前年との 対比
決定額	113, 750	1, 275	64	157	360			111, 894	$\triangle 2,534$
前年額	116, 284	1, 340	59	131	359			114, 395	